

## 第8回 犯罪被害者支援京都フォーラム

# 「10年を迎えて」を開催



2月23日(土) 午後3時より、京都市の平安会館において第8回犯罪被害者支援京都フォーラム「10年を迎えて」を開催しました。これは設立10周年を迎える年に、これまでの活動を振り返り新しいスタートの一足として京都犯罪被害者支援センターに関わってきたボランティアや理事会それぞれの思いを刻んでおきたいという意味で開催したものです。一人ひとりのスピーチのみの構成で、思い切り話をしてほしいという意図でした。

馬蹄形にセットされた会場は、当センター会員と京都府犯罪被害者支援連絡協議会会員、全国被害者支援ネットワーク会員のみにご案内した参加者が70名集いました。なら犯罪被害者支援センターからは事務局長はじめ4名のご参加をいただきました。

大谷 實理事長は開会の挨拶で、平成9年の発起人総会から今日に至る歩みを述べ、第一段階としての基盤づくりが整備された今日、新たなスタートラインについた今後の10年について、どのように発展してゆくか、このフォーラムの中で見つけていきたいと述べました。

宮井久美子事務局長は、スタートから皆で力を合わせてセンターを作ってきた「事務局からみた10年の歩み」を報告し、その後ビデオ「ひとりで悩まないで」が上映されました。

続いて、ボランティア5名にスピーチをしてもらい

ました。平成10年の設立前から関わり1期生として現在も相談員として活躍する香川 馨さん、2期生鈴木悦子さん、森田和代さん、3期生掛川典子さん、谷口肇さんが、被害者支援に関わりどう考えたか、被害者の心情をどう捉えたか、それぞれの言葉で語りました。石附 敦理事のコメントでさらに感銘深いものになりました。

その後、藤岡一郎監事は、大谷理事長の著書「明日への挑戦」を引用し、センターの理念、共生の社会、人にやさしい社会作りを述べました。片山 勉京都府警察本部犯罪被害者対策室長は警察の被害者支援の取組み、当センターとの連携について力強く述べられました。

平田眞貴子理事は、支援者のメンタルヘルスについても配慮する必要があることを説き、更には武 るり子さん、米村幸純さんが、被害者・ご遺族から見た京都犯罪被害者支援センターに、エールを送ってくださいました。

村上晨一郎理事は、若い女性警察官の感想文に触れ、自らが初心を忘れず歩む気持ちで社会に貢献したいと述べました。

最後に吉田誠司運営委員長の閉会の挨拶をもって終了しました。2時間10分に及ぶスピーチの間70人の参加者は熱意を持って耳を傾け、引き続き開かれた意見交換会も大いに盛り上がり、来る10周年記念行事の幕開けとなりました。





## 第8回 犯罪被害者支援京都フォーラム「10年を迎えて」つづき

フォーラムでは支援に関わってきた5名のボランティアの方々がスピーチを行い深い感動を呼びました。また、石附 敦理事のコメントによりその言葉の意味も更に明確に意味のあるものとなりました。以下はその抜粋です。

香川 馨 ●●●●●

社会的には被害者支援への制度が進んできたように見えるが、一生償われることのない苦しみは10年前、100年前と変わらない。私たちは何の役に立っているのだろうと無力感を持つことが多いが、そこにセンターの役割を見出す。あるとき代理傍聴の折、検事さん達から「支援センターの方ですね」と声をかけられ、誰かに私たちの役割が気づいてもらっていると思った。このように役立っていると思う気持ちの積重ねが支えとなっている。

鈴木悦子 ●●●●●

50歳を契機にあまりよく知らないまま参加したが今日に至っている。相手の気持ちに立って考えられるようになり、センターの中で何かの点で役立っていると思う。

森田和代 ●●●●●

経験を積むことと慣れることは違うと痛感している。被害者の以前の生活に思いめぐらせる日常の感覚こそ、ボランティアが被害者を支える大切さの意味だと考えている。

掛川典子 ●●●●●

支援者に求められることは多岐に亘った。数年前、人生の大きな転機に立ったとき皆に支えられた。そのとき見守られている、ということは大切なことだと自覚した。

谷口 肇 ●●●●●

加害少年に自分のしたことの大きさをわかってほしい。支援には法律、福祉、保健等、知識が必要であるが制度面としても有効なアドバイスをできない無力感がある。しかし、市民として、無力ではあるが自分にできることを関わって行きたい。

## 全国 研修

## 全国被害者支援ネットワーク春期全国研修会に参加して

### 木下眞佐子（9期研修生）

一つの事件の影には、何人もの被害者がいます。残された者はどうして心を収めることができるのでしょうか。

「車の両輪」の様に、行政機関とスムーズに連携、早期支援が充実すると相談員の自覚も違い被害者にとって良い支援ができるのではないかと思います。

「ビジョンや立案をする委員会に当事者が参加することが大切。支援者として自分のことの様に取り組んでくれる共感能力を持てる人を育ててほしい」とフロアーからの遺族の声が心に残り、支援の経験のない私ですが誠実に接して行きたいと思っています。ありがとうございました。

### 柴田節子（9期研修生）

長野市で開催された全国研修会に参加させていただき、地域のカラーが前面に打出され非常に色彩豊かな大会であったと感じました。視野を広める多くの学びができて感謝致します。

特に印象に残る内容は、パネルディスカッションでの会場との意見交換でした。コーディネーターによる進行

が今迄になく会場と一体となる意見交換方式で、「被害者と支援者が共同する為に、研修会やビジョン等々の検討会に被害者も参加していますか？ 支援者の共感する能力の向上を図って欲しい。云々。」との被害者の生の声で経験談や要望を発言され、会場は一瞬静まりかえり、参加者全員がその事を受止めたかの様に感じられました。どの様な事件でも自分の事とし受止め、共感し、支援する姿勢の大切さをしっかり学びました。

### 横山和子（9期研修生）

研修生なので、実際の支援活動での問題点や悩み等の共有は出来ませんでしたが、多くの学びと感動をいただきました。シームレスな支援の為に法律家、医療者、行政、支援センター等の連携強化が更に必要な事、支援者は学び続けなければならない事を再確認しました。そして何より、犯罪被害者遺族の方の「支援者に求めるものは共感能力です。そして支援は一方方向ではなく時に双方向であって欲しい。」との発言が印象的でした。支援に関わらせて頂く時、何が出来るかの前に、心に寄り添い共に居る事を大切にしたいと思いました。

## 公益法人制度改革

### ・ ・ 公益社団法人を目指す ・ ・

いわゆる公益法人制度改革3法が平成18年5月26日に成立し、今年の12月1日に施行されます。この日から5年間（平成25年11月30日まで）が、現在の民法法人が、一般法人または公益法人へ移行申請をする期間とされています。現在の民法法人（当センターも該当）は自動的に特例民法法人となり、この5年の間に新制度への移行を申請しなかった場合または移行が認められなかった場合は解散となるとの事です。

当センターは事業の内容、公共性などにより公益社団法人への移行申請をする予定です。このことは理事会で承認され準備のための委員会の設置について3月の通常総会で諮ります。

春以降に出るガイドラインに従い、京都府警察、会計士事務所と連携をとりつつ準備に取り掛かります。

## 全国被害者支援ネットワーク 事務局長会議に参加

平成20年（2008年）2月15日（金）メトロポリタン長野3階「浅間」において全国被害者支援ネットワーク全国研修会終了後、事務局長会議が開かれました。参加者は、40団体とビジョン検討委員4名、ネットワーク事務局です。

議事内容は①早期援助団体指定に向けた進捗 ②日本財団長谷川氏による早期援助団体指定団体の財政的援助の目途 ③研修計画 ④公益法人改革 ⑤ネットワーク理事選出について等でした。

特に研修計画については、初級、中級、上級も認定基準を設けること。相談員、コーディネーターについても今後研修計画が検討されます。全国研修については、フォーラムと研修を平成20年（2008年）9月に、コーディネーター研修を平成21年（2009年）2月に行うこと。また、ブロック研修の説明等が行われました。研修日程は、なかなか厳しいもので果たして全国各センターが全てその日程や内容に添えるか難しいものがあると思われます。センターの個々の状況に応じた「身の丈に合った支援」と「全国いつでもどこでも同じレベルの支援」とのせめぎあいに苦しむことと思われます。

またネットワーク理事選出については、ブロック選出6名、全国より8名（8名連記）が選出されます。選挙管理人は理事長指名で5名が選ばれ、条件はセンターの理事または職員であることと説明されました。

また、公益法人改革資料が提供されました。

## 内閣府のヒアリングに出席

1月31日（木）午後2時30分より新大阪にて内閣府の意見聴取会が催されました。これは近畿圏を中心に活動している犯罪被害者団体等から、犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況について意見を聴かれるためのものです。当日10団体が出席し、10関係省庁に意見を述べました。各団体からは、様々な要望が出され、それに対して各省庁より取り組みについての状況説明が行われました。

当センターからは、裁判所における優先傍聴券について、特に高等裁判所において付添の分も是非、席をいただきたいと申し出ました。最高裁判所からは、そのように取り計らってもらえるという回答をいただきました。開始日時についての言及はありませんでしたが、付添するについて少し安堵しました。平成20年度を期待しています。

### 本の紹介

## 殺された側の論理 犯罪被害者遺族が望む『罰』と『権利』

藤井誠二 著 講談社

定価1680円（税込み） 280ページ 四六判

多くの犯罪被害者や被害者遺族に取材を続ける著者。本書は全7章で構成。このうち第1章から第5章までを、インタビュー取材などによる事件の概要や、それぞれの犯罪被害者遺族の思いなどに割いている。

また第6章「『生きて償う』という『きれいごと』」では、死刑をめぐる論議を、犯罪被害者遺族への取材を通して目で考察。さらに第7章では、「犯罪被害者が求めている本当の支援」として、官民が協調した支援の重要性を訴えながら、支援する側の姿勢やあり方などにも触れている。

殺された  
側の論理  
犯罪被害者遺族の思いと  
藤井誠二



## ●●● 支援活動状況 ●●●

(平成20年2月末日現在)

|       |                         | 4月    | 5月   | 6月   | 7月     | 8月   | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 計       |
|-------|-------------------------|-------|------|------|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 電話相談  | フリーダイヤル<br>0120-60-7830 | 19    | 0    | 20   | 6      | 6    | 10    | 21    | 19    | 7     | 17    | 7     | 132     |
|       | 075-451-7830            | 32    | 21   | 21   | 12     | 19   | 27    | 13    | 14    | 10    | 14    | 13    | 196     |
| 面接相談  |                         | 1     | 2    | 1(1) | 7(1)   | 4(1) | 4(1)  | 5(1)  | 6(1)  | 3(2)  | 9(1)  | 13(4) | 55(13)  |
| 直接的支援 |                         | 12(3) | 8(2) | 9(7) | 19(12) | 9(2) | 19(6) | 20(5) | 13(4) | 20(7) | 11(5) | 13(7) | 153(60) |

( )内数字は警察からの情報提供分

## ●センターの活動を応援してくださる皆様に、こころより感謝申し上げます●

会費及びご寄付を頂戴した方々を、謹んでご報告申し上げます。センターの活動をご支援くださいまして誠にありがとうございます。尚、誤字、記載もれ等がございましたら、お手数ですが事務局までご一報いただきますようお願いいたします。またお名前前の記載を望まれない方は、お申し出下さい。

平成19年度分 <平成20年度1月1日から平成20年2月29日>

(順不同・敬称略)

【正会員】 個人 8名

【賛助会員】 個人 1名

## ●●●●● 事務局日誌 ●●●●●

|       |                   |       |                            |                                 |                          |           |
|-------|-------------------|-------|----------------------------|---------------------------------|--------------------------|-----------|
| 1月7日  | 仕事始め              | 2月3日  | あいち被害者支援行事に参加              | 山科署 山科・醍醐犯罪被害者支援連絡協議会にて当センターの紹介 |                          |           |
| 1月10日 | 京都刑務所にて講話         | 2月4日  | カウンセリング付添                  | 2月18日                           | 傍聴付添 京都地裁                |           |
| 1月11日 | 社労士と打合せ           |       | カウンセリング付添                  |                                 | 被害者と大阪高検との打合せに付添         |           |
| 1月12日 | 事前研修会             | 2月5日  | 第9回運営委員会                   | 2月19日                           | 傍聴付添 大阪高裁                |           |
| 1月15日 | 第6回理事会            |       | 賠償問題話し合いに付添                |                                 | 面接相談                     |           |
| 1月17日 | 代理傍聴 京都地裁         |       | 大阪府庁から来局                   | 2月20日                           | 京都家裁 講話担当者のミーティング、面接相談   |           |
| 1月18日 | カウンセリングに付添        |       | 法律相談付添                     |                                 | 第7回理事会                   |           |
| 1月19日 | 事前研修会             | 2月6日  | 代理傍聴 京都地裁                  | 2月21日                           | 付添                       |           |
| 1月21日 | シーズ研修会 東京         | 2月7日  | 京都刑務所にて講話                  | 2月22日                           | 門真市人権啓発シンポジウムにパネリストとして出席 |           |
| 1月22日 | 面接相談              | 2月8日  | 日本財団 監査                    |                                 | 傍聴付添 大阪高裁                |           |
| 1月23日 | 代理傍聴 京都地裁         |       | 面接相談                       | 2月23日                           | 第8回犯罪被害者支援京都フォーラム、意見交換会  |           |
| 1月24日 | 面接相談              |       | 面接相談                       | 2月25日                           | 面接相談                     |           |
|       | 傍聴付添 京都地裁         | 2月12日 | シーズ研修 東京                   |                                 | 2月28日                    | 代理傍聴 京都地裁 |
|       | 家裁講話              | 2月13日 | カウンセリングに付添                 |                                 |                          | 法律相談付添    |
|       | 京都府サポートチーム発足の説明会  |       | 京都府・少年被害者対策研究分科会           | 2月29日                           | 家裁講話                     |           |
| 1月25日 | 公益法人制度説明会         | 2月14日 | 全国被害者支援ネットワークフォーラム・全国春期研修会 |                                 | 面接相談                     |           |
| 1月28日 | 面接相談              |       | 理事会                        |                                 |                          |           |
| 1月29日 | 京都府・性犯罪被害者対策研究分科会 | 2月15日 | 傍聴付添 京都地裁                  |                                 |                          |           |
| 1月31日 | は一とめーる23号発行       |       | 全国被害者支援ネットワークフォーラム・全国春期研修会 |                                 |                          |           |
|       | 代理傍聴 京都地裁         |       | 7名                         | 2月29日                           | 面接相談                     |           |
|       | 内閣府ヒアリング 新大阪      |       |                            |                                 |                          |           |

◇子どもの頃に受けた性被害の記憶が今ごろになって呼び覚まされ苦しめられている、という相談がよくあります。現在、幸せな結婚をして日々暮らしているが、ふと以前の記憶が甦り「今のこの幸せがいつまで続けられるのだろう」といった不安が生まれ、苦しんでいる原因は、いつもその記憶なのです。切実な訴えを聴き改めて、強い者が弱い小さな者を追い詰める傷の深さに深い怒りを覚えます。

### お願い

住所変更された方は、お手数ですが事務局までご一報下さいますようお願い致します。

ホームページもご覧下さい

<http://web.kyoto-inet.or.jp/org/kvsc7830/>

発行所 社団法人京都犯罪被害者支援センター

事務局 TEL & FAX 075-415-3008

E-mail kvsc7830@mbox.kyoto-inet.or.jp